

## 社会資源について

平成22年度リハビリ講座

平成22年8月27日

医療相談室 船木

### 項目

1. 医療費の減免について
2. 介護保険制度について
3. 身体障害者手帳について
4. 障害者自立支援法について
5. 障害年金について
6. 経済的支援の種類
7. SWの業務について

## 1. 医療費の減免について

### 高額療養費制度(70歳未満)

1か月の医療費のうち、自己負担分を限度額までにとどめる。

→入院時に、「限度額適用認定証」の交付を受け、病院窓口へ提示

交付先→各保険者  
(国保は市町村)

### 高額療養費制度(70歳以上)

入院の場合、1か月の医療費のうち、自己負担分を超えた金額については、それ以上の支払いは不要。

**一般の方の限度額 44,400円**  
(市町村民税非課税世帯の人は別額)

### 福祉医療制度

**医療費の自己負担分が全額助成される**

対象

- ・身体障害者手帳1～3級の方
- ・65歳以上は4～6級の方も  
(所得制限により該当にならない方もいる)

## 2. 介護保険制度について

### 介護保険の対象者

介護が必要な状態になったとき、サービスを利用できる。

- ・65歳以上は、条件無し
- ・40～64歳 → 法で定められた16の疾病になった時(脳卒中など)

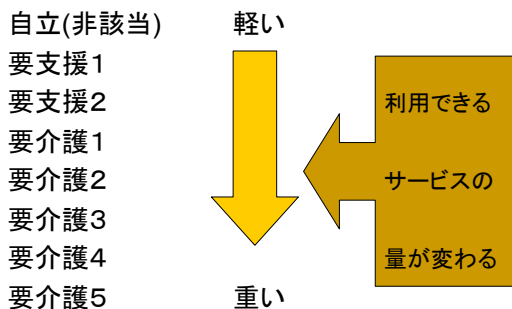
### 特定疾病の名称(16疾病)

- ①がん(回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺(パーキンソン病など)
- ⑧脊髄小脳変性症

### 特定疾病の名称(16疾病)その2

- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、および糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形関節症

### 要介護認定



### 介護保険で利用できるサービス

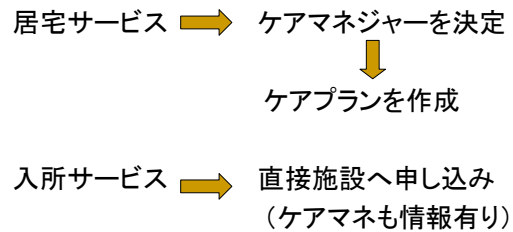
- ◎居宅サービス
- ・訪問介護、訪問看護
  - ・デイサービス、デイケア
  - ・短期入所(ショートステイ)
  - ・福祉用具のレンタル(車イス、ベッドなど)
  - ・福祉用具購入(ポータブルトイレなど)
  - ・住宅改修費の支給(20万円限度)
- など

## 介護保険で利用できるサービス

◎施設サービス(要介護1以上)

- ・介護老人保健施設
- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)  
(・介護療養型病院)
  
- ・グループホーム(要支援2以上)

## 介護保険を利用するには



## 3. 身体障害者手帳について

## 身体障害者手帳とは

病気やケガにより、一定の障害が残ったときに、申請により交付される。

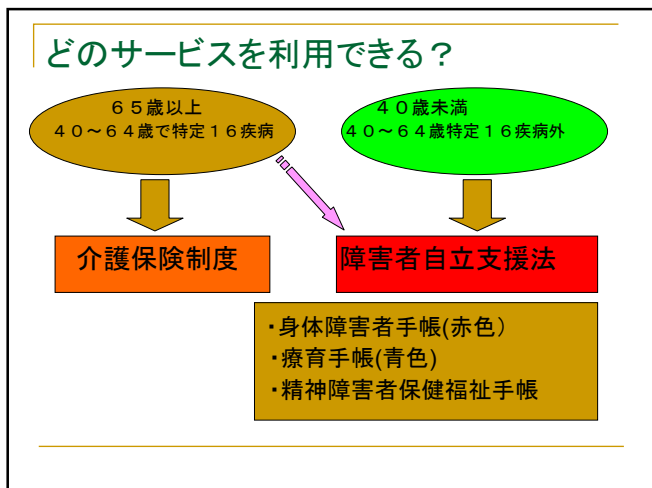
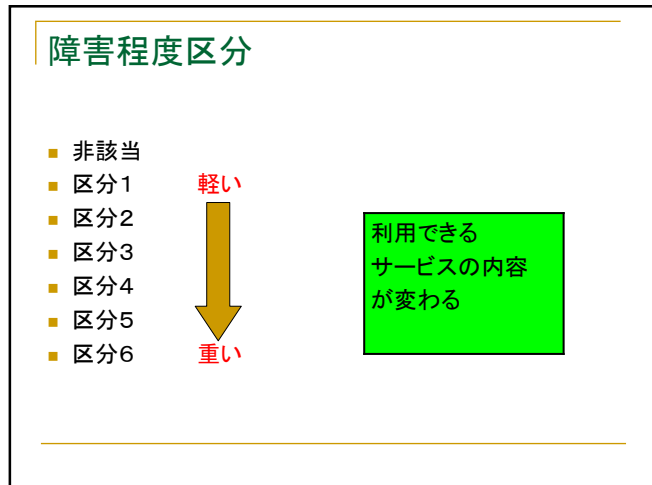
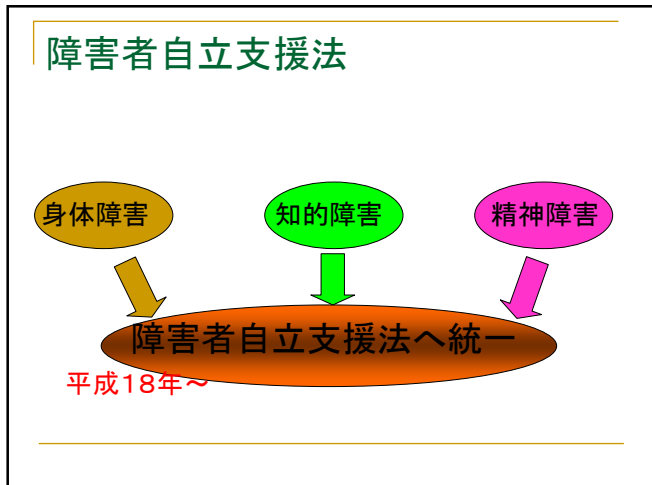
申請先 市町村担当課

申請時期 脳血管障害の場合、発症から  
3カ月後

## 身体障害者手帳の優遇措置

- ⚠ 福祉医療費の助成
- ⚠ 所得税・住民税の軽減
- ⚠ 自動車税・自動車取得税の減免
- ⚠ JR・バス・タクシー・航空運賃・有料道路の割引
- ⚠ 日常生活用具の給付(車イスなど)
- ⚠ 住宅改造費用の助成(市町村による)

## 4. 障害者自立支援法について



### 障害者自立支援法で利用できるサービス

◎介護保険法とほぼ同じ種類のサービスを利用可能だが、サービス提供者の数はずっと少ない。

◎原則として介護保険が優先される。

## 5. 障害年金について

### 障害年金を受給する条件

◎病気やケガによって一定の障害が残った方が対象

条件(1)初診日から1年6か月を経過しているか、障害が固定した日

(2)一定の障害が残ったとき

※脳血管疾患の場合、半年経過で申請可能な場合もある。

## 気をつけること

※すでに老齢年金を受給している方は対象外。

※年金制度は複雑怪奇。社会保険事務所へ問い合わせてみましょう。

## 6. 経済的支援の種類

## 経済的支援の種類

医療費	国保	健康保険	労災	交通事故
休業補償	なし	傷病手当金(1年6ヵ月)	休業補償給付	自動車保険傷病手当金休業補償給付
年金	障害基礎	障害基礎 障害厚生 障害共済	労災年金 又は 一時金	同左

## 7. SWの業務について

- ・SW(ソーシャルワーカー)とは
- ・医療相談室の相談員

## SWの業務(リハ科)その1

### ◎介護保険

- ・家族へ、概要や申請の説明
- ・介護調査の日程調整、調査当日の立ち会い
- ・家族へケアマネの情報提供(事業所)
- ・家族へ在宅サービスや施設の説明
- ・ケアマネとの連絡調整、情報提供
- ・家屋調査同行 など

## SWの業務(リハ科)その2

### ◎身体障害者手帳

- ・家族へ、概要や申請方法の説明

### ◎障害者自立支援法

- ・家族へ、概要や申請方法の説明
- ・関係部署との連絡調整

### SWの業務(リハ科)その3

#### ◎障害年金

- ・家族へ、概要や申請方法の説明
- ・申請書作成の援助

#### ◎経済的問題

- ・特別障害者手当
- ・生活保護 など

### SWの業務(リハ科)その4

#### ◎受診・入院の相談(電話・来院)

#### ◎関係機関との連携

他病院、介護保険施設、ケアマネ、  
社会福祉施設、保健所、福祉事務所、  
などなど

ご静聴ありがとうございました。